

生駒山麓公園再整備基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒山麓公園（以下「本公園」という。）は平成 3 年に開設し、本市のシンボリックな都市公園として多くの市民・利用者に親しまれるだけでなく、信貴生駒スカイラインや生駒縦走歩道により生駒聖天寶山寺や生駒山上遊園地、大阪府の府民の森などとも繋がり、広域的な観光・交流拠点である「生駒山エリア」の一翼を担ってきた。また近年は、障がい者の就労支援等の場としての活用にも取り組んでいる。

しかし、利用者の減少や設備の老朽化などの課題がみられるとともに、利用者ニーズの変化への対応が必要となっている。

このため、本市では令和 7 年度から市民アンケート、利用者アンケート、事業者ヒアリング等を実施するとともに、「生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）」において、有識者から助言等をいただきながら、公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と運営管理の検討を進めてきた。

本業務は、令和 7 年度の業務成果を踏まえ、民間活力の導入を念頭にこれからの運営手法も含めたより具体的な『再整備基本計画』を策定するものである。

(2) 業務名

生駒山麓公園再整備基本計画策定業務

(3) 業務内容

仕様書(別紙 1)のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

20,515,000 円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項をすべて満たす法人その他の団体でなければならない。(個人を除く)

- (1) 参加者が生駒市の登録業者である場合は、公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 平成 28 年度以降に国または地方公共団体等が発注した公園の管理運営や魅力向上に関する調査、方針または計画作成や改定などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の 3 分の 1

(6,839,000 円) 以上であること。

- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 8 年 8 月 10 日(月)16 時 00 分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式 1)により、電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回 答 日：令和 8 年 8 月 13 日(木)15 時 00 分
- (4) 回答方法：生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式 2) 原本 1 部
 - ② 企画提案書、業務スケジュール 原本 1 部、副本 7 部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)
 - ③ 業務実施体制各種調書等 原本 1 部、副本 1 部
- ア 会社概要(様式 3)
- イ 技術者の概要(様式 4)
- ウ 業務実績調書(様式 5)(参加資格(3)に該当する業務の契約書、仕様書等業務内容がわかる

資料の写しを添付すること。)

エ 担当技術者調書(様式 6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式 7)(参加資格(3)に該当する業務の担当であったことがわかる資料等の写しを添付すること。)

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式 8)(参加資格(3)に該当する業務の担当であったことがわかる資料等の写しを添付すること。

キ 再委託調書(様式 9)

※再委託する場合のみ

ク 登記簿謄本

ケ 誓約書(様式 10)

※詳細は「企画提案書等作成要領(別紙 2)」参照

④ 参考見積書(任意様式) 原本 1 部、副本 2 部

※参考見積書の金額が 2. 業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格となるため、留意すること。

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領(別紙 2)」参照

(3) 提出期限等

① 提出期限: 令和 8 年 8 月 31 日(月)16 時 30 分まで(必着)

② 提出場所: 生駒市役所 建設部 みどり公園課 みどり活用係(市役所 2 階)

③ 提出方法: 持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等を、下記 7 で示す審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日: 令和 8 年 9 月 7 日(月)予定

(2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記 7 で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案者を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としないうことが出来るものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることが出来るものとする。

実施日: 令和 8 年 9 月 16 日(水)予定(第 1 次審査を省略する場合、令和 8 年 9 月 7 日(月))

(3) 審査結果の通知

① 第 1 次審査

審査結果は電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及び2次審査の案内を電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を、書面により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績・実施体制 20/180 点

評価項目	評価の着眼点	判定基準	配点	
会 社 の 業 務 実 績	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは、国または地方公共団体等が発注した公園に関する調査、活性化の方針や改修計画の作成・改定などの実績とする。ただし、本業務の予定価格の3分の1(6,839,000円)以上であること。	平成28年度以降の実績(3件)を評価する。	3件	20
			2件	14
			1件	7

(2) 参考見積書 15/180 点

見積金額に関する評価

評価項目	評価の着眼点	配点	
参考見積額	予定価格に対する見積金額の比率に応じて加点する	92%未満 18,873,800円未満	15
		92%以上 94%未満 18,873,800円以上 19,284,100円未満	12
		94%以上 96%未満 19,284,100円以上 19,694,400円未満	9
		96%以上 98%未満 19,694,400円以上 20,104,700円未満	6
		98%以上 100%以下 20,104,700円以上 20,515,000円以内	3

(3) 企画提案の内容

145/180 点

評価項目		評価事項	配点		審査項目配点計
1	現況把握と課題など前提条件の整理	本市が取りまとめた基本構想の内容及び上位計画等を理解し、必要に応じて現地調査を実施するなど、本公園について高い理解を有し、適切に整理されているか。	非常に優れている	15	15 点
			優れている	12	
			普通	9	
			やや劣る	6	
			劣る	3	
2	再整備コンセプトの設定及びゾーニングを含めた施設導入の検討	基本構想が掲げる将来像のコンセプトや基本方針を理解し、導入施設の配置・機能・規模などを検討・設定するにあたって、具体的かつ実現性に考慮した着眼点の優れた提案となっているか。	非常に優れている	35	35 点
			優れている	28	
			普通	21	
			やや劣る	14	
			劣る	7	
3	整備水準及び環境保全と創出に関する計画の検討	検討した導入施設等の整備水準について、適切に整理できるよう具体的かつ優れた提案になっているか。 また、環境の保全と創出に関する計画について、現状を十分に把握した上で、着眼点の優れた提案になっているか。	非常に優れている	35	35 点
			優れている	28	
			普通	21	
			やや劣る	14	
			劣る	7	
4	官民連携及び施設運営スキームの設定	公園全体またはエリア別に実施可能で最適な事業手法について、民間事業者の参画可能性や事業成立性を踏まえた提案内容になっているか。	非常に優れている	35	35 点
			優れている	28	
			普通	21	
			やや劣る	14	
			劣る	7	
5	懇話会等の運営及び市民等への意見聴収	懇話会の運営支援や市民等への意見徴収が適切に計画されており、計画にニーズが反映されるような手法が具体的に提案されているか。	非常に優れている	15	15 点
			優れている	12	
			普通	9	
			やや劣る	6	
			劣る	3	
6	追加提案等	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。	非常に優れている	10	10 点
			優れている	8	
			普通	6	
			やや劣る	4	
			劣る	2	

8 日程

公告	令和8年 8月 5日(水)
質問受付締切	令和8年 8月 10日(月)
質問回答	令和8年 8月 13日(木)
企画提案書等受付締切	令和8年 8月 31日(月)
第1次審査	令和8年 9月 7日(月) (PM 予定)
第2次審査	令和8年 9月 16日(水) (PM 予定)
結果通知	令和8年 9月 18日(金) (予定)
契約締結	令和8年 9月 下旬 (予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和8年9月7日(月)に実施します。

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、生駒市の登録業者である場合は入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 建設部 みどり公園課 みどり活用係 担当：本多、関口
〒630-0288 生駒市東新町 8-38
TEL:0743-74-1111
E-mail: green-parks@city.ikoma.lg.jp